

今後の放射線対策について

放射線対策の指標値見直し

これまで、市の暫定基準として定めた放射線対策の指標値は、保育所（園）・幼稚園・小中学校においては毎時 $0.33\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）、公園においては毎時 $1.0\mu\text{Sv}$ とし、この指標値を超えた場所には除染を行うとしていました。

しかし、先般、国から除染の基準が示されたことから、市の指標値を国に準じて1メートルの高さで毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ にすることとしました。

【毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ の根拠】

大地からの放射線量毎時 $0.04\mu\text{Sv}$ に追加被ばく線量毎時 $0.19\mu\text{Sv}$ を加えた値

※年間 1mSv （ミリシーベルト）＝毎時 $0.19\mu\text{Sv}$ （屋外に8時間滞在，屋内に16時間滞在する生活パターンと木造家屋の遮へい効果を0.4倍と仮定）

放射線量等の測定について

放射線量等の測定についてはこれまで、毎週測定を行ってまいりましたが、測定値に大きな変動が見られないことから、12月より月2回（隔週）の測定とします。

また、保育所（園）・幼稚園・小中学校の各施設へ順次、放射線量測定器を配備し、施設内の測定を充実させます。

※市内保育所（園）、幼稚園へ配備済

今後の取組みについて

当市の放射線対策としましては、今後も引き続き、新たな基準に基づいて、子どもたちの生活環境を優先して下記のように対応してまいります。

保育所（園）、幼稚園、小中学校

- ・これまでも放射線量マップ作成と除染対策を実施しており、今後もモニタリングを続けながら、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ を基準に放射線量の高い場所の除染を行っていく。
- ・私立保育園幼稚園への助成基準を毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ に見直す。

公園

- ・定期測定を行っている17公園の放射線量マップ作成
- ・児童公園など109箇所についても放射線量マップ作成
- ・毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ を超えた場所があった場合には除染までの間、看板を立て情報提供（放射線量マップ等）する。
- ・毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ を超えている場所の除染を行う。

スポーツ施設、湯ったり館

- ・スポーツ施設（15箇所）の放射線量マップを作り順次除染する。
- ・毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ を超えた場所があった場合には除染までの間、看板を立て情報提供（放射線量マップ等）する。

道路、側溝

- ・除去した汚泥などの仮置き場がないため仮置き場を設定した後除染対策を進める。
- ・放射線量測定器貸出（市民対象）にて道路、側溝等の測定を協力していただき、情報を収集する。

調整池

- ・放射線量マップ作成し、高い部分の土等を除去する。
- ・除染後もまた放射線量が高くなる事が予想されるためモニタリングを継続する。